

Ⅱ. フィリピン

(1) ジェンダー分析・影響調査の背景について

国内本部機構の組織・機能および根拠法令 国際婦人年世界会議の開催に6か月先立つ1975年1月、大統領令633号により「フィリピン女性の役割国内委員会（National Commission on the Role of Filipino Women 以下、「女性の役割委員会」）」が設置された。この当初から、女性の役割委員会の機能のなかには、「男性と平等という原則のもとにすべての分野において女性がどの程度参入しているかを継続的に見直し評価すること、およびすべての分野における法のもとの男女平等を保障するための勧告文を策定すること」が含まれていた。しかし、設立当時の女性の役割委員会は、委員長であるイメルダ・マルコス大統領夫人の個人プロジェクト的な性格をもち、女性全体の地位向上に貢献したとはいえない。

重要な変化が起こったのは1986年である。この時、アキノ政権のもとで国内本部機構はその機能を拡大し、政策形成機関となるとともにジェンダー関連事項に関する政府の助言者となった。女性の役割委員会の委員にはすべてNGOの代表が任命された。初の女性大統領の就任はパラダイム（問題を把握し解決する基本的枠組み）の転換のための強力な政治的支持と環境を提供した。国際舞台でのパラダイムも「開発における女性」（Women In Development—W I D）から「開発と女性」（Women and Development—W A D）そして「ジェンダーと開発」（Gender And Development—G A D）へと転換しており、フィリピンの国内本部機構はこの時流をとらえてきた。なお1994年以来、女性の役割委員会には再度関連省庁の大臣が入ることとなり、2000年現在、大臣10人のほか、民間部門の代表15人によって構成されている。

1989年には、「フィリピン経済開発計画1987—1992」に対応する「女性のためのフィリピン開発計画1989—1992」(Philippine Development Plan for Women, 1989-1992)が策定された。同計画を承認する行政命令348号は、計画の実施、調整、監視、評価、および改正を、大統領の諮問のもとに女性の役割委員会が行うことを裏づけ、そのために女性の役割委員会が省間連絡会議を招集することを認めた。また、関連各省庁には女性政策の推進の中心となる担当部署（以下、「フォーカル・ポイント」）を設置することが義務づけられた。

1991年に法律7192号「開発と国家形成における女性法」（Women in Development and Nation Building Act）（以下、「開発と女性法」）が制定された。同法によれば、国民形成における女性の役割を認め、女性と男性の法の下での根源的な平等を保障するため、①関連機関は、女性のための施策・事業を支援するために、外国および国際機関からのODA基金の相当部分を確保し、活用すること、②すべての政府省庁は、その開発施策・事業、特にODA資金による施策・事業から、女性が均等に便益を受け直接に参画する

ことを保障すること、③すべての政府省庁は、そのあらゆる規制、通達、手続等を見直し改正して「それらのジェンダー・バイアスを除去すること」、とされる。国外からの援助や借款の受け手として女性が参画することを保障する責任は、国家経済開発庁（National Economic and Development Authority）に与えられた。国家経済開発庁は女性の役割委員会の助力のもとに、関連する省庁がこの法律の責務を果たすよう保障することになった。また、各省庁および実施・代行機関は、同法の履行状況を6か月ごとに議会に報告しなければならない。

第4回世界女性会議の会期中である1995年9月8日、行政命令273号により「ジェンダーに対応した開発のためのフィリピン計画 1995-2025」（Philippine Plan for Gender-Responsive Development, 1995-2025）が公布された。30年という長期計画となったのは、フィリピン社会に根を下ろした女性差別、性別役割を除くには30年を要するという判断によるが、実態に合わせるために6年ごとに見直し、改定されることになっている。同命令は、また計画を推進するうえでの女性の役割委員会および各省庁の権限と任務を規定している。すなわち、

- ・ GAD関連のおもな成果について、各省庁が達成度責任契約（Agency Performance Commitment Contracts）および大統領に提出する年次業務報告書に組み込む。
- ・ 概算要求および事業・財政計画に組み込む。
- ・ 本計画の実施、調整、監視、評価および改正、また本行政命令の実施のため、女性の役割委員会は大統領ならびに関連省庁と協議して、行政命令、通達、ガイドラインを出すことができる。
- ・ 本計画の実施に必要な当初経費は、海外援助を含めた財源を示し歳出予算に計上する。それ以降毎年、一般歳出法（General Appropriations Act）に組み込んで議会に提出する。

同じ1995年の一般歳出法（法律7845号）は、すべての政府省庁・機関が歳出の最低5%を開発と女性法に沿ってジェンダー課題を打ち出す事業に当てるよう規定しており、フィリピンの予算編成史上において画期的なものであった。同法はまた、女性の役割委員会が同法の履行を監視できような報告メカニズムを規定した。同様の規定が、1996年から1999年の毎年の一般歳出法に置かれている。96年には予算管理省（Department of Budget and Management）と国家経済開発庁及び女性の役割委員会がGAD関連施策・事業の実施のための共同通達を出し、1997年から女性の役割委員会は専門予算ヒアリングに参加するようになった。このヒアリングは政府予算案が議会に提出される前に精査するものである。また同年から女性の役割委員会は各省庁のGAD予算政策の履行の度合いを議会に年次報告することとなった。さらに1998年の一般歳出法（法律8622号）は、政府が所有し統制する企業体もGAD予算報告を提出するよう明示的に規定した。

以上は中央政府レベルの展開であるが、1998年には内務自治大臣(Secretary of Interior

and Local Government)の指令により地方政府の予算でもGAD予算政策を採用することとなった。

特に1999年の一般歳出法(法律8475号)により、女性の役割委員会は、各機関のGAD計画を、各機関が予算管理省に承認を求めて提出する以前に、審査(review)する権限を与えられた(第28条)。これに基づく予算管理省、国家経済開発庁および女性の役割委員会の共同通達も出され、すべての省庁は議会、予算管理省、および女性の役割委員会にGAD関連の施策・事業・活動の業績と執行額を示す年次報告を提出することとされている。

女性の役割委員会によれば、確固としたデータと数値を提供することで、決定権者が政策改定に着手すべき基盤となるという点が、ジェンダー監視・評価を確立しようとする試みに際して念頭に置かれていた。GADの考え方に基づいた手法を用いての各省庁に対する介入、特にジェンダーに基づく監視・評価を採用すべきだという主張は、省庁において冷笑的、懐疑的な反応から賛否が曖昧といった反応まで、多様な反応を引き起こした、とのことである。開発が中立的なパラダイムであると解釈されている環境のもとでは、開発の手法としてGADを導入することは、当初は、「押し売り」だと思われたのである。そこで、ジェンダー分析・監視・評価をおこなうべきであるという主張は、「政府をジェンダー平等のために機能させる」という国内本部機構の任務として具体的に表示されることになった。

(2) ジェンダー分析・影響調査の対象となる政策

国内本部機構及び各省庁が、ジェンダー監視を実施できるよう政策・施策を特定するうえでは、以下の事項が指針となっている。

- ・ 国際条約等で、フィリピンが署名しており、ジェンダーが明示的に考慮すべき要素(parameter)として特定されているもの。
- ・ 国が公布した女性に関する主要法律。たとえば、性暴力禁止法(Anti-Rape Law)、セクシュアル・ハラスメント禁止法(Anti-Sexual Harassment Act)。
- ・ 直接的な受益者として女性を明示的に特定していないが、直接に女性の地位に抵触する法律・指令。たとえば、農業漁業近代化法(Agriculture and Fisheries Modernization Act)、貧困撲滅法(Anti-Poverty Act)。
- ・ 一般に政府の、および特定省庁の枢要な施策、あるいは多額の予算・配分を受ける事業で広範に影響の及ぶもの。
- ・ 優先的に取り組むべきジェンダー課題に対応する政策・施策・事業(貧困、女性に対する暴力、意思決定過程への参画が低いという問題等)。

他方で、ジェンダー分析・影響調査に本来なじまないような政策・施策はないとされる。

開発と女性法および毎年的一般歳出法にもとづくGAD予算計画では、従来は施策・

事業を、ジェンダー対応（Gender-responsive）、仕組み（institutional mechanisms）づくり、及び女性向け（Women-specific）に分類しており、例えば 1995 年 G A D 予算総額のうち、ジェンダー対応の施策・事業は 1.25%、仕組みづくりの施策・事業は 9.39%、残り 89.36%は女性向けの施策・事業だった。なお、同年の一般歳出総額に対する G A D 予算の比率は 0.26%であった。この比率は 1999 年には 0.59%となったが、まだ目標の 5 %には遠く及ばない。

1999 年から施策・事業は、2つの分類を組み合わせた（matrix）分類で表されている。まず中期フィリピン開発計画が特定する枢要な開発分野として、人間開発、インフラ・技術支援、開発管理、および経済の 4つがある。これらの分野の施策・事業が G A D の観点から、それぞれ投入・初期投資（Input/start-up）、または主流（Mainstream）に分類される。投入・初期投資の施策・事業とは、その省庁・機関の機能とシステムにおけるジェンダー主流化を開始または促進するものであり、例としては訓練、担当部署設置、女性関連活動への参加、データベース構築などがあげられる。主流の施策・事業とは、通常の施策・事業であって、そのジェンダー対応ぶりを審査され、G A D 視角（perspective）で実施・執行されているものを指す。例としてあげられるのは、環境・自然資源省（Department of Environment and Natural Resources）の G A D 計画、農業省（Department of Agriculture）の融資補助施策や酪農女性グループへの生活改善訓練プログラム、教育関係では既存の教育プログラムへの G A D の組み入れ、高等教育への女性のアクセスの改善、住宅セクターの技術職員の G A D 意識向上、交通ターミナルにおける乗客のための保育室設置、国家統計調整委員会（National Statistical Coordination Board）による主要な G A D 指標の作成、などである。

ちなみに 99 年の分野ごとの G A D 施策・事業の予算は、インフラ・技術支援分野および開発管理分野ではほとんどが投入・初期投資の施策・事業に当てられた。人間開発分野では、G A D 予算の 70%が主流の施策・事業に当てられ、その大部分は高等教育委員会（Commission on Higher Education）の所掌であった。農業や環境・自然資源を含む経済分野には、G A D 予算総額の 79%が当てられているが、うち 41%は主流の施策・事業であった。

（３）ジェンダー分析の実施状況

ア．女性の役割委員会を中心とする分析・監視・評価

国内本部機構は、G A D 主流化の状況および「エンパワーされた*女性と男性が平等に開発に貢献しその利益を受ける」というビジョンの達成について、独自の監視・評価を行う。各省庁にはフォーカル・ポイントとよばれる機構があり、通常は部署（課または係）横断的な構成をとっている。その主要機能は省庁内で G A D 主流化の先鋒になる

*自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となること。

ことである。強調すべき重要な点は、フォーカル・ポイントはGAD主流化を促進する機構であり、実際にそれを行う機構ではないということである。フォーカル・ポイントのメンバーになる条件を部署横断的であることとしているのは、GAD主流化なりジェンダー分析なりが各省庁のあらゆる部署の全員によって行われるようになることを期待してのことなのである。とはいえ、ジェンダーに基づく監視・評価を行う責任は、しばしば監視・評価部署または企画部署に置かれている。

国内本部機構の監視・評価課には現在7人の常勤職員（専門および非専門スタッフ）と5人の契約職員がいる。他省庁の監視・評価スタッフ数は各省の機能によって異なるが、ほとんどすべての省庁に企画、監視および評価の部署が存在する。

さて、これまでは、特定の項目を分析、監視、評価したわけではなかった。監視されるべき法律や行政命令の諸規定を含む監視報告を各省庁から集めていたのである。それらは例えば、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women—以下、「女子差別撤廃条約」）に基づく国連への報告、開発と女性法に基づく報告、GAD予算報告などである。

特定の項目を監視する試みは、第4回世界女性会議で採択された行動綱領（以下、「北京行動綱領」）に対するフィリピンの誓約（commitment）に関する監視を開始した1999年から始まった。各省庁は、北京行動綱領の12の重大問題領域に詳細に述べられた誓約に対して、特に達成したこと、ないしは対応したことを報告するよう指示された。

国内本部機構はすでに1992年から、主要な統計機関と協力し、「ジェンダーに基づいた指標体系、データ評価および実施計画の開発」と題するプロジェクトを通じて一連のジェンダー指標案を策定した。この一連の指標の正確性や妥当性はこれから検証されなければならない、その制度としての採用も今後の課題である。現在のところ国内本部機構は、「ジェンダーに対応した開発のためのフィリピン中期計画2000—2004」（Medium Term PPGD）を監視するための一連の指標について合意するべく、種々の省庁の間で一連の協議を行っている。

事前のジェンダー分析・監視・評価を実施しようという努力は、事業・施策レベルでは顕著であり、国内本部機構は「ジェンダーに対応する施策・事業を開発・実施するための指針」、「開発過程にジェンダーの関心を統合するための指針」など刊行物を広く配布している。また、国の計画機関である国家経済開発庁は、外国からの資金援助に対する各政府機関の申し込みをジェンダーへの対応ぶりに即して評価する方針を採用している。環境・自然資源省のような省庁も同様の戦略を試行した。省庁の事業報告でジェンダーを考慮すべき要素として用いる（あるいは事後の監視・評価でGAD指標を使用する）ものは、特に農業省、社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development）、労働雇用省（Department of Labor and Employment）、環境・自然資源省、通商産業省（Department of Trade and Industry）などのケースに見られる。しかし、これらにはジェンダー指標が最小限しか含まれておらず、おのずと限界がある。

国内本部機構と省庁が現在直面している課題は、国内本部機構による政策レベルでの事前・事後のジェンダー分析・監視・評価を採用することである。一つの成果としてあげられるのは、後述する「ジェンダーに対応する立法に向けて」と題する文書の刊行であるが、政策監視・評価のレベルではなお残された課題が多い。

ジェンダー視角の政策監視・評価は、国内本部機構の現在の体制のもとで最近になって注目と優先順位を与えられたものである。そこで、この目的に貢献するよう3つの試行的事業が実施されている。すなわち、a) 雇用促進のためのジェンダー対応的監視・評価の開発、b) 農業漁業近代化法のジェンダー対応度に関する見直し、c) カラガ地域における事業計画および監視・評価に対するジェンダー主流化、である。これらの試行的事業は、いかに効果的に政策を監視するかについての教訓を、たとえば政策分析および監視・評価を実施すべき期間はどの程度かといった点も含めて、与えるものと期待される。

長年にわたるGAD主流化の経験により、汎用性のあるジェンダー分析の手法が有用であると証明されている。同様に、特定分野の用途に応じて作られた手法がジェンダー分析ないしGAD主流化を促進するということも広く受け入れられている。ここから、省庁が国内本部機構と協力して分野別ないし用途に応じた手法を開発することが促された。たとえば、環境・自然資源省は「地域社会に根ざした森林管理のためのジェンダーに対応した参加型手法のハンドブック」、農業省は「事業評価のためのGAD指針」を作成した。なお農業省によれば、同省は1995年にジェンダー監視・評価のための比較的详细な一連の指標の作成を試みたが、この時点では性別統計の不備が大きく、担当者たちの反対により実用化されなかったとのことである。

とはいえ、用途に合わせて特別に作られる手法が重要であることは認められており、特にジェンダー特殊な手法が全く使われていないか、或いはほとんど使われていないような「ハード」(hard)な分野(インフラや交通といった)を、具体的に検討する際に役立つと考えられている。しかし、ジェンダーに基づく監視・評価について手法または方法論として述べられることは、それが試験または試行段階にあるため多くはない。

種々の考慮すべき要素や指標があり、国内本部機構及び省庁がジェンダー分析・監視・評価から定量的な結果を得ることは、特に社会的分野について、可能である。過去25年間に国内本部機構が定期的に作成してきた報告書は、傾向やパターンを記述しているが、これは定量的分析の結果である。

イ. 立法府による分析・監視・評価

フィリピン議会は上下両院に常任の女性委員会(Committee on Women)をもち、同委員会には「監視小委員会」(Oversight Subcommittee)が設けられている。フィリピン議会の委員会はすべて監視機能をもつが、女性委員会は、女性の政治的、経済的、社会的状況に影響する諸法律が、主要省庁によってどの程度、またいかに実施されているかを

審査し、また開発と女性法および一般歳出法に基づいて女性の役割委員会、国家経済開発庁および予算管理省から提出されるGAD予算の年次報告を審査する。これらの審査結果から法律の長所・短所が判明すれば、次の立法につながることもある。

開発と女性法、一般歳出法のほかに実施状況が審査される法律と担当省庁の主なものは、零細企業に従事する女性への援助に関する法律 788 号について通商産業省、農業改革法（Agrarian Reform Act）（法律 6657 号）について農業改革省（Department of Agrarian Reform）、1992 年都市住宅開発法（Urban and Housing Development Act）について住宅都市開発調整審議会（Urban and Housing Coordinating Council）、フィリピン環境規則および鉱業法（Philippine Environment Code and Mining Act）について環境・自然資源省、1994 年技術評価および技能開発法（Technical Evaluation and Skills Development Act）（法律 7796 号）について教育・文化・スポーツ省（Department of Education, Culture and Sports）、セクシュアル・ハラスメント禁止法（法律 7877 号）について公務員委員会（Civil Service Commission）と労働雇用省（Department of Labor and Employment）、雇用・昇進・訓練の機会における差別を禁止する法律 6725 号について労働雇用省、1996 年父親休暇法（Paternity Leave Act）（法律 8187 号）について労働雇用省と公務員委員会、家事使用人の最低賃金と社会保障に関する法律 7655 号について社会保障システム局（Social Security System）と労働雇用省、社会保障システムと女性に関する法律 7688 号について社会保障システム局、移住労働者法（Migrant Workers Act）（法律 8042 号）について雇用労働省、海外労働者福祉管理局（Overseas Workers Welfare Administration）、フィリピン海外雇用管理局（Philippine Overseas Employment Administration）、外務省（Department of Foreign Affairs）、などである。

以上のほかに、女性委員会はNGOの要請を受けて公聴会などを開催することもある。フィリピンにおける北京行動綱領の実施を監視するNGO連合体である「北京スコアボード」（Beijing Score Board）の代表の言によれば、女性の役割委員会の審査や監視よりも議会の監視のほうが有効とのことである。女性の役割委員会は政府の実際の権力構造を熟知していないという点が、その原因として指摘された。とはいえ、議会下院の女性委員会事務局によれば、諸法律の実施状況に関する省庁の報告書は詳細にすぎて読解の時間をとることが困難とのことである。GAD計画・予算の報告については、予算管理省、国家経済開発庁および女性の役割委員会の共同通達に様式が指定されており、これに基づいて分析・統合されたものが提出されるが、他の諸法律の実施状況報告には所定の書式がないとのことである。

なお女性の役割委員会は、1997 年から、ジェンダーに対応した法律の分析および法律の制定に関する調査研究プロジェクトを開始し、上下両院事務局職員、若干の議員秘書、および農業省、労働雇用省の職員などの協力を得て、1999 年に「ジェンダーに対応する立法に向けて」（Toward a Gender-responsive Legislation）2 巻を出版した。

（４）分析・影響調査の体制について

能力開発 ジェンダー分析・監視・評価の技能を得るために職員は国内外の訓練やセミナーに派遣されている。部内での勉強会や模擬セミナー・訓練なども実施されている。国内本部機構はまた、最新のGADの知見を得るためGAD専門家グループも確保している。情報技術の出現により、GADに関する最近の出版物をより早く入手することができるようになっており、スタッフの能力向上にも貢献している。「行いながら習う」という技能向上へのアプローチは、スタッフを実際の経験にさらすので有効であり、この点は先に触れた試行的事業の実施でも実証されている。現在、国内本部機構は「達成度管理システム－戦略的人材管理」という事業を行っている。この事業においては、国内本部機構のスタッフの各人の目標が、ひとまとまりの達成度指標を通じて組織目標に明確に結びつけられており、この事業の結果、各人の目標に即して達成度を高めるための能力とやる気が高まっている。

国内本部機構の方針として、新規雇用の職員は部内か他機関によるジェンダー訓練を受けている。国内本部機構には、効果的にGAD訓練を実施することができる、能力を備えた専門的職員が多数おり、またGAD専門家の専門的（professional）サービスを利用する場合もある。国内本部機構は膨大な業務量に対して組織構造がスリムであるため、専門家にGAD主流化の業務の支援を委託することになる。

性別統計 国内本部機構も他省庁も、フィリピン統計システム（Philippine Statistical System）その他のデータ作成機関が作成する情報を使用し、選択した統計・情報を加工する。女性の役割委員会は1995年には「フィリピン女性 課題と傾向」（Filipino Women: Issues and Trends）を出版したが、それは特に人口、家族と世帯、雇用と経済活動、公的生活、教育、保健の6分野に即してフィリピンのジェンダー課題に焦点を当てたものである。その後、この6分野についてのデータ表が定期的に更新され、半年ごとにまとめられている。

この出版物に続くものとして「フィリピンのGAD状況」（Philippine GAD Situationer）を準備中である。これは「フィリピン女性 課題と傾向」を発展させたものであり、関連する法律や政策とともに先の6分野を含む11の分野に関する統計を掲載する予定である。そこで追加される5分野は、住宅、所得、農業、移住、および女性に対する暴力である。データ作成機関がデータの不備を特定しそれに取り組むためばかりでなく、計画および意思決定の担当者が計画し決定する上で、この出版物が目玉となるような指針となることが期待されている。

さらに国内本部機構は、フィリピンの女性に関する法律（Philippine Laws on Women）、女性の資源目録（Women's Resource Directory）、専門家データベース（Experts Database）、文献目録データベース（Bibliographic Database）といった非常に重要なデータベースを有している。女性の資源目録とは女性に関するプログラムをもつ女性団体や開発機関の概要を集めたものである。女性の資源目録と専門家データベースの情報はアンケートに

よって収集された。国内本部機構とフィリピン統計システムのメンバーとの協力により、GAD情報と性別統計が利用可能になっており、そのいくつかはインターネットでアクセスできる。

（５）実効性の確保について

国内本部機構に提出された各省庁の報告は、分析し、取りまとめられて、議会上下両院の女性委員会に送られる。既述のように、それぞれの女性委員会の委員長は、毎年政府の省庁を召喚して各省庁のGAD主流化の達成度と計画について報告し詳述するように求める。こうして立法府は、政府の各省庁のジェンダー平等政策をより強力に実施するよう促進する機構となっている。

国内本部機構は種々の省庁にそれらのジェンダー分析・監視・評価を強めるよう勧告する。その際、つぎのようないくつかの戦略がとられる。

- ・ 省庁のフォーカル・ポイント会合を開き、国内本部機構が各省庁のジェンダー分析・監視・評価を審査し批評する。
- ・ GAD会合（GAD assemblies）を開き、国内本部機構が各省庁のGAD計画の強化の方法について勧告する。
- ・ 各省庁から提出された報告の審査結果を文書でフィードバックする。
- ・ 省庁のGAD主流化の達成について立法府が行う報告・監視に参加する。

既述のように 1999 年から各省庁は、GAD主流化の事業計画を予算管理省に提出する以前に女性の役割委員会の審査を受けることとなっており、実際には、各省庁は予算配分を確保するために女性の役割委員会の勧告を考慮することが期待されている。

各省庁・機関が提出するGAD報告・計画の数は大幅に増加している。1997 年には 69 だったものが、1999 年には 134 となり、GAD予算も政府歳出総額の 0.6% となった。

（７）影響調査の障害について

女性の役割委員会によれば、利用可能な統計を見直し点検すると、以下のような問題点が表れてくるといふ。

- ・ 基礎的な出典文書に含まれる性別データが作表されていない。
- ・ データは性別で区分されているが、望ましい形で区分されていない。
- ・ データは利用可能だが、求められている概念や定義を用いておらず、女性の実情を反映していない。
- ・ データは利用可能だが、時期が適切でなく、必要とされる頻度では利用できない。
- ・ データは利用可能だが、信頼性に欠ける。

現在のところ、女性の関心事項に関して必要とされる統計の大部分が、作成されていないか、望ましい形では存在しないため、利用者がただちにアクセスできるものとなっていない。一般的目的の統計の主要な作成者である国家統計局（National Statistics

Office)を除くと、多数の省庁が定期的に女性に関するデータを作成してはいない。特に行政的な機能の副産物として統計を作成している省庁はそうである。他にはデータは収集しても性別に加工しない省庁がある。

性別統計は独自に作成できるものではなく、フィリピンの統計制度全体に組み込まれた一部分として作成されうるということをふまえ、国内本部機構はこの目的（性別統計の充実）の達成に向けて統計機関に一層働きかける意向である。そこで、統計システムにおける主流化の取組は以下のように始められた。

- ・ 主要な統計機関のあいだで緊密な連携を確立する。
- ・ 協議のための会合の開催。
- ・ 専門家作業グループの設立。
- ・ データベース・プログラムを実施するための行動プログラムの開発。
- ・ 専門家作業グループと協力してデータベース・プログラムを始動させる。

データベース・プログラムを完全に実施するためには人的、資金的に膨大な資源が必要であるため、国内本部機構としては、利用可能な資源を使い専門家作業グループの技術的支援も得て、プログラムを部分ごとに実施することとした。概念形成や交渉の段階からプログラム実施の段階までデータ作成者を直接巻き込むことは、きわめて有用な戦略である。

さらに、GADイニシアティブの監視・評価にともなって以下のような不備が明らかとなった。

- ・ 大抵の省庁は、明確に定義され表明されたGAD目標および目的をもっておらず、その政策・施策にGADを主流化することが困難である。
- ・ 省庁は、GADイニシアティブの質と影響を監視・評価するための明確な指標を開発するうえで支援を必要としている。
- ・ 大抵の省庁が収集したデータは性別に区分する必要がある。
- ・ 大抵の省庁でGADは主要結果分野（Key Result Areas）または主要な誓約の一つとして表明されていないため、主流化のイニシアティブはしばしば抵抗にいたり、優先的な関心事項として扱われない。

これらの不備から明らかなように、GADイニシアティブを監視・評価するための枠組または指針が必要である。施策の計画と実施を導くことができるようなGAD主流化の具体的な枠組がないために、その監視も不十分となっている。計画と監視・評価過程を統合することにより、確実に、人的物的な資源を効率的に使用し、有効な施策管理を行い、新たに生じた課題や開発の意図せざる効果などを迅速かつ適時に明らかにしていくことが、肝要であるとされる。

参考文献

Contreras, A. P., 1998, *Towards a Gender-Sensitive Community-Based Forest Management*

Program, National Commission on the Role of Filipino Women (NCRFW).
 NCRFW, 1993, *Guidelines for Developing and Implementing Gender-Responsive Projects and Programs*.
 NCRFW, 1998, *Question and Answer on the Implementation of the GAD Budget Policies*.
 NCRFW 3rd printed, 1999, *Implementing Rules and Regulations, Republic Act 7192, Women in Development and Nation Building Act*.
 NCRFW (developed by Santos A. F., Conda, E. C. & Natividad, M. D. for NCRFW) ,1999, *Toward a Gender-Responsive Legislation, Vol.1: Basic Concepts; Vol.2: Basic Application*.
 NCRFW, 1999, *Planning and Budgeting for Gender Equality: The Philippine Experience*.
 Philippine NGO Beijing Score Board, *Bulletin*, August 1999.
 (財) 財政経済協会 1997 平成 8 年度総理府委託調査『諸外国の国内本部機構の組織と機能に関する調査研究報告書』

訪問先・訪問者リスト

- 大統領府女性の役割国内委員会 National Commission on the Role of Filipino Women
 事務局長 Executive Director Ms. Ermelita V. Valdeavilla
 監視評価課長 Chief, Monitoring and Evaluation Division Ms. Gloria Delavin
- 農業省 Department of Agriculture
 次官補（議会・法務） Assistant Secretary, Legislative Liaison and Legal Affairs Atty. Ma. Celia H. Fernandez
 大臣官房政策計画室計画担当・施策監視評価課長 Officer-In-Charge, Program Monitoring & Evaluation Division, Office of the Secretary, Policy and Planning Office, Planning Service Ms. Nieva T. Natural
- フィリピン議会下院・委員会事務局 Committee Affairs Department, House of Representatives
 女性委員会事務局 Committee Secretary, Committee on Women Ms. Jesusima C. Lumbera
- NGO「北京スコアボード」 Philippine NGO Beijing Score Board
 呼びかけ人・事務局コーディネータ Convenor, Coordinator Ms. Daphne D. Roxas